

令和 8 年度 農業基盤情報基礎調査地図等電子化業務

特 別 仕 様 書

中国四国農政局
農村振興部 設計課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

農業基盤情報基礎調査地図等電子化業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という）に準ずるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、農業基盤情報基礎調査の一環として行うものであり、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資することを目的として、土地改良事業実績結果についてデータ入力を行うものである。

(対象範囲)

第1-3条

本業務の対象範囲は中国四国農政局管内9県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）の各県全域である。

(一般事項)

第1-4条

- 1 作業実施の順序、方法等について監督職員と密接に連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 受注者は、本業務の遂行時に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
発注者が貸与する資料及び業務における成果品（途中成果品も含む。）については、本業務においてのみ使用することとし、これらの不要な蓄積及び他の使用は禁止する。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業農村地理情報システム技士以外の資格に該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	農業	農業土木又は農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木	

(配置技術者の確認)

第1-6条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当す

る分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

第2章 作業内容

(対象事業)

第2-1条

本業務は、次に掲げる土地改良事業を対象としている。

- 1 農業農村整備事業
- 2 災害復旧事業のうち農業施設災害関連事業
- 3 1及び2以外の国が補助する事業のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- 4 都道府県または市町村が国の補助を受けずに行い、または補助する事業（以下「地方単独事業」という。）
- 5 土地改良区、農業者等が国、都道府県もしくは市町村の直接または間接の補助を受けずに株式会社日本政策金融公庫の融資により行う事業（以下「融資単独事業」という。）のうち農業生産基盤の整備を行うもの。

(貸与資料)

第2-2条

本業務の実施にあたり、発注者から受注者に貸与する資料等は次のとおりとする。

なお、発注者が必要と認めたものは、別途貸与する。

項 目	数 量
令和8年度基幹水利施設保全管理対策農業基盤情報基礎調査調査要領	1式
令和8年度基幹水利施設保全管理対策農業基盤情報基礎調査記入要領	1式
整備状況把握ツール及び同操作説明書	1式
令和7年度土地改良事業実績結果等（以下「令和7年度実績資料」という。）	1式

(貸与資料の取り扱い)

第2-3条

- 1 貸与資料で適用条件を選択する必要がある場合や、貸与資料以外の基準を使用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。
- 2 貸与資料は原則として、完了検査時に一括返納しなければならない。
なお、貸与する時期については、監督職員が第1回打合せ時に提示する。
- 3 貸与資料は、保管スペースを確保し、破損及び汚損のないように厳重に管理するとともに紛失のないようにし、公表・貸与してはならない。

(作業条件)

第2-4条

- 1 令和7年度実績資料の電子化に利用するアプリケーションソフトは、貸与する「整備状況把握ツール」（以下、「ツール」という。）を用いるものとする。

- 2 本業務に用いる整備状況把握ツールを利用するにあたり、最低限必要なスペックは次の通りである。

【ハードウェア要件】

構成要素	要件
CPU	1 ギガヘルツ (GHz) 以上で 2 コア以上の 64 ビット互換プロセッサ
メモリ	4.0GB 以上
ハードディスク	10.0GB 以上の空き容量
ディスプレイ解像度	SXGA (1280×1024) 以上 (フォントサイズが 96DPI の場合)
光学ドライブ	CD ドライブ、DVD ドライブが搭載されていること
グラフィックスカード	DirectX12 以上 (WDDM2.0 ドライバー) に対応

【ソフトウェア要件】

構成要素	要件
OS	Microsoft Windows11 バージョン 21H2 (ビルド 22000) 以降 ※現在の最新バージョンである上記バージョンをサポート対象とする。
システム基盤	Microsoft.NET Framework 4.8
システム基盤	Microsoft Visual C++ 2015-2022 Redistributable
GIS エンジン	ArcGIS Maps SDK ※本ツールのインストーラに同梱されており、別途にインストールを行う必要はない。
データベース	SQLite3.30.1 ※本ツールのインストール時にインストールされている。
表計算ソフト	Microsoft Excel 2016 Microsoft Excel 2019 Microsoft Excel 2021 Microsoft Excel for Microsoft 365 MSO ※最新のサービスパック及び更新プログラムが適用されていること。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務は、土地改良施設の諸元情報、農地の地目、区画の規模などの属性情報についてデータ入

力と合わせて、事業を実施した土地改良施設、基盤整備を行った農地の地理情報についてデータ入力を行う。

なお、作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりであり、詳細は別紙に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1 式	
2. 土地改良事業実績結果等の電子化	1 式	
3. 点検とりまとめ	1 式	

(作業実施の留意点)

第3-2条

本業務の実施にあたっては、特に留意する点は次のとおりとする。

- 1 ツールは、「農業基盤情報基礎調査」の結果をとりまとめるため、農林水産省農村振興局整備部設計課が開発したアプリケーションソフトである。
- 2 ツールには令和6年度までの土地改良事業実績結果等がデータとして入力されており、取り扱いに注意すること。
- 3 第2-2条に示す、整備状況把握ツール操作説明書を十分熟知した上で作業を行うものとする。
- 4 第2-4条に示すシステム環境、調査実施経緯等を十分熟知した上で作業を行うものとし、エラー及び不明点については監督職員から情報収集しデータ修正を行う。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

設計業務共通仕様書1-10条による打合せについては、主として下記の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

第1回 作業着手段階

第2回 中間打合せ（土地改良事業実績結果等の電子化（案）作成段階）

第3回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せ都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

- 1 成果物を共通仕様書第1-17条の第1項及び第2項に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

項 目	数量	備考
令和8年度土地改良事業実績等の電子化 ・調査地図（紙）の電子化済みの整備状況把握ツールデータ （地図データ）	1 式	DVD

- 2 業務報告書（市販の簡易ファイル、A4 縦版）としてとりまとめ、納入すること。（1 部）
また、電子媒体については、ウイルス対策を行った上で、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。
なお、本業務の成果物は共通仕様書第 1-17 条第 3 項に基づく電子納品の対象とはしないこととする。

（成果物の提出先）

第 5－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1 丁目 4 番地 1 号 岡山第 2 合同庁舎
中国四国農政局農村振興部設計課

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6－1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

ただし、軽微なものについては、発注者と受注者が協議の上、変更を行わない場合がある。

- 1 第 1－3 条に示す「対象範囲」に変更が生じた場合
- 2 第 2－1 条に示す「対象事業」に変更が生じた場合
- 3 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 4 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 5 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 6 履行期間の変更が生じた場合。
- 7 その他

第 7 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 7－1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第8章 その他

(環境関係法令の遵守)

第8－1条

受注者は役務の提供に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法令（平成12年法律第100号）

(環境関係法令の遵守以外の取組)

第8－2条

- 1 役務の提供に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- 2 エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

別紙

作業項目及び内容について

作業項目	作業内容	数量	備考
1 準備作業	電子化作業を行うため、貸与資料の内容及び構成を把握する。	1式	
2 土地改良事業実績結果等の電子化	ツールを用いて、土地改良施設及び農地について、位置情報、諸元情報の更新等データ入力作業を行う。	1式	
(1) 令和7年度国及び国が補助する事業実績地図の電子化	貸与する令和7年度実績資料を基に、ツールを用いて、土地改良施設及び農地の「位置情報」及び「諸元情報」の更新等データの入力作業を行う。		
①基幹水利施設	貸与する令和7年度実績資料を基に、基幹水利施設の「位置情報」及び「諸元情報」の更新等データの入力作業を行う。		
	ポイント（点データ）	6枚	6ポイント
	ライン（線データ）	2枚	6ライン
②農地の整備状況	貸与する令和7年度実績資料を基に、農地の「位置情報」「属性」の更新等データの入力作業等を行う。		
	ポリゴン（面データ）	153枚	918ポリゴン
(2) 令和7年度地方単独事業実績地図の電子化	貸与する令和7年度実績資料を基に、ツールを用いて、農地の「位置情報」及び「諸元情報」の更新等データ入力作業を行う。		
	ポリゴン（面データ）	27枚	81ポリゴン
3 点検とりまとめ	成果物の点検とりまとめ及び報告書を作成する。なお、作業項目2のデータは県単位でとりまとめを行うものとする。	1式	

※数量欄の枚と備考欄のポイント、ライン及びポリゴンについて

数量欄は電子化する図面枚数で、備考欄のポイントは電子化する図面枚数に対するポイント数、ポリゴンは電子化する図面枚数に対するポリゴン数であり、ラインは電子化する図面枚数に対するライン数である。